

# あおやまけいいち

## 神奈川県議会議員 青山圭一 議会ニュース No.5

青山圭一議員所属会派が、2018年6月の本会議におきまして代表質問を行いました。  
その内容をシリーズでご報告します。

### 代表質問：

1. 緊急課題の解決に向けて
  - (1) ヘイトスピーチ対策について (No. 4)
    - ア. 本県のヘイトスピーチ対策について
    - イ. 県警察のヘイトスピーチ対策について
  - (2) 公文書の管理と保存について (No. 4)
  - (3) 公文書館の業務のあり方等について (No. 4)
2. 安全・安心かながわの実現
  - (1) 日米地位協定の改定に向けた県の取組について (No. 5)
  - (2) 通学路の安全確保に向けた取組の更なる強化について (No. 5)
  - (3) 災害時における要配慮者対策について (No. 5)
    - ア. 災害時の要配慮者対策への支援について
    - イ. 要援護者支援マニュアル作成指針について
3. 県政の重要課題について
  - (1) 本県の財政運営について (No. 6)
  - (2) 働き方改革への取組について (No. 6)
  - (3) 公契約条例の制定について (No. 6)
  - (4) 中小企業・小規模企業の事業承継支援について (No. 6)
  - (5) 英語教育について (No. 6)
  - (6) 横浜市と連携したラグビーワールドカップの盛り上げ (No. 6)



神奈川県議会は県当局とともに制定した「ともに生きる社会かながわ憲章」を県民の皆様に広める取り組みを行っています。共生社会の実現を目指します。

### 【2. 安全・安心かながわの実現 (1) 日米地位協定の改定に向けた県の取組について】

#### 質問要旨

基地問題を解決する上で、日米地位協定の改定は不可欠。会派として改定を国に働きかけるよう、議会での議論を通じて求めてきた。昨年の渉外知事会での「災害時特別協定」の試案により、改定に向けた日米交渉が開始されることを期待したい。在日米軍による事件、米軍基地に起因する騒音、米軍航空機による部品落下や不時着の事故等の背景には、日米地位協定の課題が指摘されている。改定に向けた取り組み強化の議論を詰めるべきと考える。渉外知事会での改定に向けた現在の状況と、今後の取り組みを伺う。

#### 答弁要旨

基地問題の抜本的な解決には、日米地位協定の改定が不可決。会長を務める渉外知事会では、環境条項の新設など、改定について6つの柱で15項目にわたり、国に求めてきた。これにより、環境補足協定や軍属に関する補足協定が実現するなど、一定の成果をあげた。しかし、未だ日米地位協定そのものの改定には至っていない。昨年度の渉外知事会で改定に向けた検討を提案後、現在、新たに要望に盛り込む内容を検討中。平成27年に起きた相模総合補給廠の爆発火災での経験から基地の安全管理の強化や、米軍の事件・事故の防止対策の強化を、新たな要望に盛り込みたいと考えている。

#### 要望要旨

刑事裁判手続きについて改定を求めていくとともに、米軍基地周辺住民の不安を取り除く第一歩として、日米地位協定の改定に向けて知事の手腕を発揮していただきたい。

### 【2. 安全・安心かながわの実現 (2) 通学路の安全確保に向けた取組の更なる強化について】

#### 質問要旨

全国的に通学路の子供の安全確保への関心は高まっているものの、県内の通学路における子供の見守り活動等を行う防犯ボランティア団体及び子供たちが緊急時に駆け込むことができる「子供110番の家」は減少している。通学路における子供の安全確保は必須。科学警察研究所が開発した「聞き書きマップ」や「ホットスポットパトロール」といった効率的・効果的な技術や手法を導入し、地域における自主防犯活動を活性化することは、重要な取り組みだ。県警察では、通学路の安全確保のため、ボランティア活動の裾野の拡大や活発な活動の推進について、どのように取り組んでいくのか、伺いたい。

**答弁要旨**

子供が被害者となる犯罪は、ひとたび発生すれば、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民に著しい不安感を生じさせ、体感治安に大きな影響を及ぼす。県警察では、各種取り組みを強化している。子供への安全対策を推進するためには、防犯ボランティア団体等との連携が重要。しかし、近年、子供の見守り活動や「子供110番の家」などの安全確保のための防犯ボランティア活動に従事する方が、減少傾向にある。そのため、防犯ボランティア活動に従事する方々の裾野の拡大や、活発な活動を促す取り組みを推進している。ホームページ上での呼びかけや大学生等への直接の働きかけの強化、さらには、企業に対する社会貢献活動としての防犯活動への取り組み要請などを行っている。県警察ホームページ上でのマニュアルの掲載、不審者や犯罪等に関する情報のタイムリーな発信などを通して、防犯意識の高揚等にも努めている。関係機関とも連携し、防犯ボランティア団体等との会合や合同パトロール等の機会を通じて、「聞き書きマップ」や犯罪の起きやすい場所を重点的に見回る「ホットスポットパトロール」の周知を図るなど、活発な自主防犯活動の推進にも努めていく。県内の防犯ボランティア活動が、将来にわたり持続可能なものとなり、関係機関・団体が緊密に連携して、地域ぐるみで子供を犯罪被害から守ることができるよう、各種対策に取り組んでいく。

**要望要旨**

子供の安全に万全を期すため、地域の防犯マップを手軽に作成できる「聞き書きマップ」や「ホットスポットパトロール」の周知を積極的に図っていくとのこと。子供を持つ家庭を中心に高まる住民の不安を解消していただくよう要望する。

**【2. 安全・安心かながわの実現 (3) 災害時における要配慮者対策について ア. 災害時の要配慮者対策への支援について】****質問要旨**

災害時対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成していない県内自治体は4市町村。名簿を作成したが避難支援等関係者に提供されていない自治体もある。具体的な避難方法等についての「個別計画」を策定している自治体は10市町。横浜・川崎などは、着手はしているものの進んでいない状況。平成30年5月1日現在、「指定避難場所」の指定状況は16市町の1105か所。そのうち「福祉避難所」は7市町117か所の指定のみ。要配慮者対策は、広域自治体である県から市町村への支援が必要。そこで、「避難行動要支援者名簿」の作成及び提供、「個別計画」の策定、「指定避難所」及び「福祉避難所」の指定といった要配慮者対策について、具体的な達成目標を含めて県民に対して明らかにすべきと考える。所見を伺いたい。

**答弁要旨**

南海トラフ地震など、大規模災害の発生が指摘される中、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者のための対策は、大変重要。市町村の取り組みは、地域の実情により差が生じており、県としてきめ細やかな支援をすることが必要だ。各地域の要配慮者をしっかりと把握し、消防など関係者間で情報共有することが重要である。県では、「避難行動要支援者名簿」の作成を「県地域防災計画」に位置づけた。取り組みが進んでいない市町村を直接訪問し、助言を行うことなどにより、今年度中を目標に、全ての市町村で、名簿の作成や提供が行われるよう促す。要配慮者の特性に応じた「個別計画」の速やかな策定も、先行事例の情報提供などを通じて、市町村に働きかける。「指定避難場所」の指定は、本年3月に改定した「避難所マニュアル策定指針」に新たに明記したことから、「指定避難所」の早期指定を促す。「福祉避難所」は、地域の社会福祉施策等と協定を締結するなど、全ての市町村で、要配慮者の避難場所を確保し、「福祉避難場所」の指定が進むよう、市町村に働きかける。県民のいのちを守ることができるよう、要配慮者対策の充実にしっかりと取り組んでいく。

**【2. 安全・安心かながわの実現 (3) 災害時における要配慮者対策について イ. 要援護者支援マニュアル作成指針について】****質問要旨**

要配慮者支援への市町村の取り組みは、「避難行動要支援者名簿」の作成や提供、「指定避難場所」の指定などにわたるが、市町村によっては支援に向けた取り組みが進んでいないところもある。県の「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」を作成後、災害対策基本法が改正され、市町村において「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられるなど、新たに市町村で取り組む事項が増加。市町村の災害時における要配慮者への支援を進めるため、指針を現状に合わせ、市町村が十分活用できるものに改正していく必要がある。使いやすい実効性のある指針を作成するにあたり、所見を伺いたい。

**答弁要旨**

県では、市町村が、災害時に配慮を必要とする人へのマニュアルを作成する際に、参考とする指針を作成している。今年の3月には、熊本地震の教訓等を活かして「避難所マニュアル策定指針」の改正を行い、その中にも要配慮者への対応を盛り込んだ。国も東日本大震災などの教訓を活かし、避難行動の支援に関する取組指針などを作成し、市町村に提供。このように、複数の指針が混在しており、市町村がマニュアルを作成するに当たり、分かりにくい面がある。そこで、国や県が作成している複数の指針を整理し、これまでの「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」を体系的にまとめた指針となるよう、今年度中に見直す。具体的には、多様化するニーズに対する配慮をきめ細かく明示。避難する際、あるいは避難所での生活など、これまで場面ごとの支援になっていたものを、切れ目なく支援ができるようにまとめていく。災害時に支援の主体となる市町村はもとより、関係団体や当事者などの意見を十分に伺い、指針の内容を市町村に丁寧に説明し、マニュアルの作成を促す。市町村に有効活用してもらえる、実効性のある指針を作っていく。



青山圭一事務所 学生インターンFさん  
による多摩区紹介

↓岡本太郎美術館へ↓

展示コーナーを入ってすぐの所にあるのが真っ赤な空間。中に入ると、一気に独特な世界に引き込まれます。人間の体をテーマにした作品が多く、鮮やかな色に圧迫感を感じる方もいるかもしれません。意外なところでは、鉛筆で描いた素朴な作品もあり、新たな発見になるでしょう。手の形をしたイスやカラフルな糸を使ったイスなどは、座って写真を撮ることもできます。

神奈川県議会議員 青山圭一 事務所  
〒214-0039 多摩区栗谷3-1-6-2F  
TEL:044-959-1101 FAX:044-959-1102



